

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）の定款29条に基づき役員の報酬に関する事項を定める。

(役員の報酬)

第2条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(常勤役員の報酬等)

第3条 本会の常勤役員は常務理事とし、前条の規定にかかわらず、常務理事には、別紙1に定める常勤役員の報酬基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前条の規定にかかわらず、常務理事には、別紙2に定める常勤役員の退職に関する基準に従って算定した額を、退職金として支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会が発議し社員総会で決議する。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

（平成23年1月21日 第601回理事会決議 制定）

(別紙1)

常勤役員の報酬基準

(報酬)

第1条 常務理事が事務局長を兼務する場合は、事務局長として本会事務局職員給与規則に従い報酬を支給する。その場合、60歳に達した日後の新年度から、本条3項並びに第2条以降の規定により支給する。

2 常務理事が事務局長を兼務しない場合は、本条3項並びに第2条以降の規定により報酬を支給する。

3 報酬の種類は、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第2条 俸給及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月20日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、その前日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給)

第3条 俸給月額は次のとおりとする。

常務理事 1,000,000円以下

ただし、年額契約を12ヶ月で除した額とする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、本会事務局職員給与規則により支給する。

(日割計算)

第5条 新たに常務理事となった者には、その日から俸給及び通勤手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

2 常務理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 常務理事が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支払方法)

第6条 常務理事の報酬は、その全額を通貨で、直接常務理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、常務理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常務理事が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第7条 この基準により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

以上

(別紙2)

常勤役員の退職金に関する基準

(退職金の額)

第1条 退職金の額は、在職期間に応じ、退職の日におけるその者の俸給月額に本会職員給与規則による「定年」の本会職員に準じた支給率を乗じて得た金額とする。

(在職期間の計算)

第2条 在職期間の計算については、給与の支給開始から起算して暦に従って計算するものとし、1年に満たない端数（以下「端数」という。）は6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は切上げ、1ヶ月に満たない端数は1ヶ月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第3条 常務理事が任期満了の日又はその翌日において再び常務理事に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第5条 常務理事が職員の懲戒解雇に当たる事由で解任されたときは、当該常務理事には退職金は支給しない。

(端数の処理)

第6条 この基準の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

以上